

運 営 規 程

介護老人保健施設 聖紫花の杜

(介護予防通所リハビリテーション事業)

医療法人 上 善 会

介護老人保健施設 聖紫花の杜 指定介護予防通所リハビリテーション事業 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 この規定は、医療法人上善会（以下「事業者」という）が開設する介護老人保健施設聖紫花の杜（以下「事業所」という）が行う指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士等が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防通所リハビリテーション事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の介護予防通所リハビリテーション従事者は、利用者が要支援状態にあっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立の解消及び、心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために必要な在宅ケアの支援に努める。

2 事業の実地にあたっては、関係市町村、地域の保健医療、福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供につとめるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名 称 介護老人保健施設 聖紫花の杜
- 二 所在地 沖縄県石垣市字新川 2 1 2 7 番地の 2

（職員の職種及び員数）

第 4 条 事業所に勤務する職員の職種、員数は次のとおりとする。

- 一 管理者（医師） 1 名
- 二 介護職員 1 0 名以上
- 三 理学療法士等 1 名以上
- 四 看護職員 1 名以上

（職員の職務内容）

第 5 条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者は当事業所の業務を統括し、執行する。
- 二 医師は、利用者の健康管理及び医療の処置に適切なる処置を講ずる。
- 三 介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 四 理学療法士等は、医師や介護職員と共同で通所リハビリテーション計画を作成し、実施に際し指導を行う。
- 五 看護職員は、検温、血圧測定等のほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日・祝日までとする。
但し、12月31日から1月1日、旧盆（旧の7月15日）を除く
- 二 営業時間 8：30から17：30までとする。
但し、サービス提供時間は、8：30から17：00までの間で実施するものとする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの内容）

第 7 条 事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族などに対し、サービスの選択に必要な文書を示して説明を行い、同意を得るものとする。

- 2 利用者の意向を基本として指定介護予防通所リハビリテーション計画があらかじめ作成されるものであることの説明を行い、理解を得るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションは、介護予防支援事業者又は利用者本人等の作成した介護予防通所リハビリテーション計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

但し、介護予防通所リハビリテーション計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち、事業者と利用者等と相談（確認）によって選定し、サービスを行うものとする。

- 一 医師、理学療法士等リハビリスタッフによって作成される介護予防通所リハビリテーション計画に基づいた、理学療法等その他の必要なリハビリテーションの提供。
- 二 昼食、特別な食事の提供
- 三 居宅および施設間の送迎の実施

（指定介護予防通所リハビリテーションの利用料その他の費用の額）

第 8 条 指定介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の利用料の他、食費として480円の支払いを受けるものとする。
- 3 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防通所リハビリテーションに要した交通費はその実費を徴収する。
- 4 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーションの利用者等は、事業者の定める期日までに、利用料を支払うこととする

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、石垣市とする。

（指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員）

第10条 介護予防通所リハビリテーションの利用定員は、80名とする。

（緊急時等における対応方法）

- 第11条** 介護予防通所リハビリテーション従事者は、指定介護予防通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの実施中に天災その他の災害が発生した場合、介護予防通所リハビリテーション従事者等は、必要によりサービス利用者の避難等の措置を講ずる他、管理者に連絡の上指示に従うものとする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

- 第12条** 指定介護予防通所リハビリテーションの利用者は次の各号に留意するものとする。
- 一 利用者は、利用当日の健康状態等を指定介護予防通所リハビリテーション従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
 - 二 気分がわるくなったときは速やかに申し出ること。
 - 三 酒気を帯びた状態で指定介護予防通所リハビリテーションを受けないこと。

（事故発生時の対応）

- 第13条** 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業者は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（苦情処理）

第14条 事業者は、提供した指定介護予防通所リハビリテーションに対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、担当職員を決め解決に向けた調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（非常災害対策）

第15条 事業者は、非常災害に関する消防計画を立て、それらを定期的に従業者に周知するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出の訓練を行うものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第16条** 事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は従事者に対し、当該業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（身体的拘束等の禁止）

- 第17条** 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。
- 2 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければならない。
 - （1）事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的
に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - （2）事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - （3）事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施する。

（虐待の防止に関する事項）

- 第18条** 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - （2）虐待の防止のための指針を整備する。
 - （3）従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上実施する。
 - （4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - （5）従業者が虐待を把握した場合には速やかに市町村へ通報し、その発生原因等についての調査に協力する。

（衛生管理等）

- 第19条** 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる

ものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（その他の運営に関する重要事項）

第20条 事業者は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後1か月以内
- 二 継続研修 年2回
- 2 事業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業者は、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務めることとする。
- 5 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 事業者は、利用者に対する事業の提供に関する記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人上善会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は平成18年 4月 1日より施行する。
2. この規程は平成18年 9月 1日より施行する。
3. この規程は平成18年11月 1日より施行する。
4. この規程は平成19年 3月16日より施行する。
5. この規程は平成20年 4月 1日より施行する。
6. この規程は平成20年 6月 1日より施行する。
7. この規程は平成20年12月 1日より施行する。
8. この規程は平成21年 4月 1日より施行する。
9. この規程は平成21年 6月 1日より施行する。
10. この規程は平成21年 8月 1日より施行する。
11. この規程は平成22年 4月 1日より施行する。
12. この規程は平成22年 6月 1日より施行する。

13. この規程は平成 22 年 7 月 1 日より施行する。
14. この規程は平成 22 年 10 月 9 日より施行する。
15. この規程は平成 23 年 2 月 1 日より施行する。
16. この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
17. この規程は平成 23 年 9 月 1 日より施行する。
18. この規程は平成 23 年 12 月 1 日より施行する。
19. この規程は平成 24 年 5 月 1 日より施行する。
20. この規程は平成 24 年 6 月 1 日より施行する。
21. この規程は平成 24 年 11 月 1 日より施行する。
22. この規程は平成 25 年 1 月 14 日より施行する。
23. この規程は平成 25 年 1 月 18 日より施行する。
24. この規程は平成 25 年 3 月 1 日より施行する。
25. この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
26. この規程は平成 25 年 7 月 1 日より施行する。
27. この規程は平成 25 年 10 月 1 日より施行する。
28. この規程は平成 25 年 11 月 1 日より施行する。
29. この規程は平成 25 年 12 月 1 日より施行する。
30. この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
31. この規程は平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
32. この規程は平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
33. この規程は平成 28 年 1 月 1 日より施行する。
34. この規程は平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
35. この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
36. この規程は平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
37. この規定は令和 4 年 10 月 1 日より施行する。
38. この規定は令和 6 年 4 月 1 日より施行する。
39. この規定は令和 7 年 5 月 1 日より施行する。